2　遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船長及び職員の船員室の床面積は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。

区分	船員室の床面積（平方メートル）
総トン数三〇〇〇トン未満の船舶	七・五
総トン数三〇〇〇トン以上一〇〇〇〇トン未満の船舶	八・五
総トン数一〇〇〇〇トン以上の船舶	一〇・〇

3　遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の部員（船員法第三条に規定する部員をいう。以下同じ。）の船員室の床面積は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。

区分	船員室の床面積（平方メートル）
総トン数三〇〇〇トン未満の船舶	四・五
総トン数三〇〇〇トン以上一〇〇〇〇トン未満の船舶	五・五
総トン数一〇〇〇〇トン以上の船舶	七・〇

4　管海官庁が船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合における当該船舶の船員室の床面積については、前三項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。

5　第八十九条及び第九十二条の規定は、第一項から第三項までの船員室の床面積の算定について準用する。

第百十五条の七第一項を次のように改める。

遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船長及び職員の船員室の定員は一人とし、部員の船員室の定員は、次表の上欄に掲げる船員室の床面積の区分に応じ、同表の下欄に定める数値以下とする。

船員室の床面積	定員（人）
七・五平方メートル未満	一
七・五平方メートル以上一一・五平方メートル未満	二
一一・五平方メートル以上一四・五平方メートル未満	三
一四・五平方メートル以上	四

第百十五条の七第四項中「及び第二項の面積」を「から第三項までの船員室の床面積」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項の表沿海区域（最遠里程を航行する時間が一二時間以上のもの）の項中「沿海区域」を「遠洋区域、近海区域又は沿海区域」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船員室の定員は、一人とする。ただし、総トン数三〇〇〇トン未満の船舶の船員室の床面積が七平方メートル以上である場合は、当該船員室の定員は、二人とすることができる。

第百十五条の八第一項中「前条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第百十五条の九第一項の表前条第一項の規定（ただし書を除く。）の適用を受ける船舶の項中「一九〇」を「一九八」に、「六八」を「八〇」に改める。

第百十五条の十の次に次の一条を加える。

（洗面設備）

第百十五条の十の二　遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び係留船を除く。）の船員室には、適当な洗面設備を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

第百十五条の十三中「であつて総トン数五〇〇トン以上のもの（船員定員が四人以下の船舶」を「（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船」に改める。

第百十五条の十四中「であつて総トン数五〇〇トン以上のもの」を「（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）」に改める。

第百十五条の十五中「であつて総トン数三〇〇〇トンを超えるもの（」を「（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び」に改め、同条ただし書中「船舶の構造上やむを得ない場合であつて、船員室内に事務を行うための場所及び設備を設けたとき」を「管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合」に改める。

第百十五条の十六中「以上のもの」の下に「（二時間限定沿海船を除く。）」を加える。

第二編第四章第三節中第百十五条の十六の次に次の一条を加える。

（屋外の休憩場所）

第百十五条の十六の二　遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の暴露甲板上には、十分な広さを有する休憩場所を設けなければならない。ただし、当該船舶の構造、航海の態様等を考慮して管海官庁がさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

第百十五条の十七中「であつて総トン数五〇〇トン以上のもの」を「（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）」に「船員定員に応じた浴室、船員定員八人又はその端数ごとに一以上の大便器及び」を「船員室以外の場所に」に改め、「適当な」の下に「浴室、大便器及び」を加える。

第百十五条の十八中「であつて総トン数五〇〇トン以上のもの」を「（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）」に改める。

第百十五条の十九中「以上のもの（」の下に「二時間限定沿海船及び」を加える。

第百十五条の二十中「床から二三センチメートルの」を「汚水の流出を防ぐことができるよう、適当な」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、この省令による改正後の船舶設備規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。